

(案)

「探究型プログラミングキャンプ」企画実施委託業務仕様書

この仕様書は、高知県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が実施する「探究型プログラミングキャンプ」企画実施委託業務（以下「本業務」という。）の内容及び受託者が本業務履行において、特に遵守、留意しなければならない事項を示したものであり、受託者はこの仕様書に定める事項について内容を十分に理解したうえで確実に本業務を履行しなければならない。なお、「5 委託内容」以下については、本事業の実施状況などから改善する必要があると教育委員会が認める場合は、受託者と協議して変更することがある。

1 業務名

「探究型プログラミングキャンプ」企画実施委託業務

2 業務期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

3 業務場所 ※高知県教育委員会事務局高等学校課において予約

高知県立青少年センター（高知県香南市野市町西野 303 番地 1）

4 業務の目的

令和6年度から「高等学校DX加速化推進事業（DXハイスクール）」を文部科学省が実施しており、令和7年度においては、都道府県による域内横断的な取組に対しても支援が開始される。

本県では、令和7年度の域内横断的な取組として、「探究型プログラミングキャンプ」（以下、ワークショップという）を実施する。本ワークショップは、単にプログラミング技術を学ぶだけでなく、プログラミングをツールとして活用し、地域社会の課題探究や防災に関する課題解決といった探究的な学びを深めることを目的とする。

これにより、情報、数学等の教育を重視するカリキュラムや ICT を活用した文理横断的・探究的な学びを強化する学校の取組を後押しし、実践的な課題解決能力と創造性を育む県内のデジタル人材の育成の推進を目指す。

5 委託内容

(1) 概要

- ア) 高校生の自由な発想から生まれたアイデアを、デジタル技術を活用して具体的な形にする楽しさと、その実現に必要なスキルを体験できるワークショップを実施すること。ワークショップは、令和7年10月11日（土）～13日（月）、12月26日（金）～28日（日）の2回開催することとし、2回とも同一の内容とすること。参加する生徒については両方に参加することも可能とすること。
- イ) ア)のワークショップ参加者は、プログラミングの初心者を含むものとし、プログラミングの興味・関心を高め、積極的に学習できる内容とすること。
- ウ) コースは、「スマートフォン用アプリ開発コース」、「Unity ゲーム制作&VR 体験コース」、「映像制作コース」の3つとし、参加者が自由にコースを選択し、進捗状況に応じ、別のコースを選択できるよう柔軟に対応できるようにすること。
※スマートフォン用アプリ開発コースは、主に iPhone アプリや Android アプリを作成できるコースとすること。
※Unity ゲーム制作&VR 体験コースは、参加者の状況に応じて作成したゲームやシミュレーションを VR 体験も可能なコースとすること。
※どのコースも、技術の習得だけでなく、課題解決能力の向上に繋がるようなコースとすること。
- エ) ウ)の各コースはそれぞれ初級編と中上級編の2ラインに分類し、全6ラインを敷き、必ず課題解決実践演習が含まれるものとする。
- オ) 本ワークショップで制作したプログラミングコードや動画等の作品をポートフォリオとしてまとめ、参加者が今後の学習や進路選択に役立てることができるようにし、USB 等で保存

(案)

できるようにすること。

(2) 要件

- ア) ワークショップの参加対象者は、高知県内の高等学校に在籍している高校生（公立高校及び私立高校）とすること。
- イ) 参加者は1回あたり最大で **45名程度** とすること。
- ウ) ワークショップのカリキュラムは3日で **15時間程度**（ただし、懇親会の時間を除く。）とし、チームビルディングのためのアクティビティ、プロダクトの開発活動、作品発表会・体験会、事前・事後アンケート等から構成すること。このため、開発活動については、作品発表が行えるプログラムとすること。なお、作品発表では複数人の審査員による審査を行い、特に優れた作品には優秀賞やアイデア賞等の賞を授与すること。
- エ) ワークショップについては、6名程度のグループに分け、各グループにプログラミングやファシリテーション、講座運営に熟知した大学生等の指導者（以下「メンター」という。）がサポートに入る体制を整えること。また、参加するメンターについては、本ワークショップに必要なスキルを獲得していることを受託者に対して証明すること。証明の方法は、事前の研修実施の証明や同様のワークショップでのサポート経験を複数有していること等によることが考えられる。なお、大学生については、可能な範囲で県内在住者を優先すること。
- オ) ワークショップで使用するパソコンについては、学習できる環境を整えた上で、参加者に貸出を行うこと（ただし、参加者のパソコンの持ち込みは認めるものとする。）。また、会場には備え付けのネットワーク環境がないため、受託者はモバイルルーター等を準備すること。
- カ) 1日目にワークショップ参加者とメンター、2日目にワークショップ参加者と受託者が選定したIT企業との**懇親会**の時間を設けること。
- キ) 1日目及び3日目において、参加者の移動に必要な貸切バスの手配（運行ルート、安全管理を含む。）を行うこと。なお、ルートについては、東部・中部・西部の3グループに分け、各グループにつき、乗降する停車場所を定めること。
また、添乗員による、バス乗降車時の確認（乗降時の生徒確認、連絡等）作業を行うこと。
- ク) バス手配に係る支払額を見積り金額に含めること。
- ケ) ワークショップの参加者及び受託者は業務場所で宿泊すること。
- コ) 宿泊における支払額を見積り金額に含めること。
- サ) 食事手配については、宿泊施設での食事とし、支払額を見積り金額に含めること。なお、宿泊者の食事について、該当者へのアレルギー対応（別メニュー対応）がなされること。
1日目 昼（食堂）、夜（バーベキュー）
2日目 朝、昼、夜（食堂）
3日目 朝、昼（食堂）
※料金については青少年センターへ問い合わせること。
- シ) 1名以上の看護師の手配（宿泊を伴う）を行うこと。
- ス) 宿泊施設及び訪問先近隣の病院マップ、災害時の避難マップの作成を行うこと。
- セ) 旅行保険に加入すること。また、下記補償内容を含むこと。
 - ・国内旅行傷害保険・死亡保険金額：500万円
 - ・後遺障害保険金額：20～500万円（後遺障害の程度に応じて）
 - ・入院保険金日額（180日限度）：2,500円
 - ・手術保険金（入院の有無に応じて1事故につき1回）
 - ・通院保険金日額（90日限度）：1,500円
 - ・個人賠償責任保険金額：3,000万円
 - ・携行品損害保険金額（支払限度額）：10万円
- ソ) 宿泊施設、食費、旅行保険料等についての支払業務を行うこと。
- タ) 宿泊施設においては、男女が別々のフロアになるように振り分けること。

(3) 参加者の募集等に係る業務

- ア) 本ワークショップへの参加者募集のためのチラシやポスター等を作成し、県内全ての高等

(案)

学校へ配布すること。配送先及び配送方法等については、高知県教育委員会事務局高等学校課（以下「県担当者」という。）と協議の上、決定すること。

イ) 参加申込みの受付

保護者等の同意が確認できる内容とすること。また、申込みを受け付けたら下記のリストを作成すること。

・参加者の個人情報のリスト作成

※学校名、学科、学年、年齢、性別、参加者氏名、参加者の緊急連絡先、保護者等氏名、保護者等の緊急連絡先、学校担当教員氏名、食事アレルギー調査、特記事項、著作物の取扱についての承諾

(例：重度のアレルギーのためエピペン所持 等)

(4) ワークショップの実施

ア) ワークショップは、令和7年10月11日(土)～13日(月)、12月26日(金)～28日(日)の2回開催すること。なお、2回とも同一の内容とすること。また、参加する生徒については両方に参加することも可能とすること。

イ) 参加者からの問い合わせへの対応、出欠の確認、当日のタイムスケジュール等の連絡など参加者との連絡調整を行うこと。

ウ) 会場にて講座実施の準備を行うこと。

エ) 当日の受付、講座の実施、会場の片付けを実施すること。当日はメンターがサポートできる体制を整えること。

オ) 当日に参加者等から緊急連絡を受け取ることができる体制を整備しておくこと。

カ) 講座内容の記録のため、写真撮影・映像の録画を行うこと。また、録画した動画については、次年度以降のPR動画として活用できるように、ワークショップ実施回ごとに5分程度の動画に編集し、成果物として県担当者に提出すること。提出された成果物の著作権については、すべて委託者に帰属するものとする。

(5) 報告書の作成

当日の参加者一覧、タイムスケジュール、講座全体の実施内容、実施にあたっての成果や課題などを整理した報告書を作成し、ワークショップ終了後、1月以内に県担当者に提出すること。

6 守秘義務

本業務を通じて知り得た個人情報及び機密情報については、厳重に取り扱い、漏えい及び盗用をしないこと。

7 その他

(1) メンターとの連絡調整については、受託者において実施すること。また、メンターが使用するパソコンについては、受託者又はメンターにおいて準備すること。

(2) 委託業務の内容全般に関して、受託者決定後、受託者と県担当者との間で打合わせを行い、調整を図ること。改善項目が明確になった場合、又はこの仕様書に定めがない事項については、必要に応じて、県担当者と受託者が協議の上、定めるものとする。

(3) 契約期間中の事業実施及び事前打合わせ、事後報告等打合わせに係る受託者の交通費、資料印刷費等、事業を完了させるまでに必要な経費は全て見積金額に含めること。

(4) 業務を遂行するに当たり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、委託者は契約金額以外の費用を負担しない。

(5) 契約終了時において、委託料に対し、経費に不足が生じても決定した額は変更しない。

(6) 本業務を実施するために必要な各種法令等に基づく許可等を有していること。